1

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

第4786号

目

次

## 規 則

○富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

1

# 告示

○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための 届出

2

- ○道路の区域変更
- ○道路の供用開始

3

# 

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則を次のように定め、 公布する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第35号

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和40年富山県規則第36号)の一部を 次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(管理課)

### 富山県告示第258号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出について

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により漁船 損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるた めの届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県 農林水産部水産漁港課及び下新川郡入善町芦崎 338、入善漁業協同組合において令 和3年5月17日から令和3年5月31日まで縦覧に供する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
佐藤 宗雄	入善加入区	入善漁業協同組合に対し、漁
下新川郡入善町横山1686番地	下新川郡入善町	船損害等補償法第 113条第 1
立塚 達男	一円の区域	項の申出をする。
下新川郡入善町芦崎 541番地		

### 富山県告示第259号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月17日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区	間	変 更前後別	記号	敷地のメー	D幅員 トル		縦覧場所
県道 中新川郡立山町芦峅寺字 雑穀3番から 弘法称名立 山停車場線 中新川郡立山町芦峅寺字 雑穀3番まで	中利川砂丛山町戸畊寸十	変更前		最大最小	13. 2 12. 8	32. 1	富山土木センター	
	変更後		最大最小	21. 9 13. 2	32. 1	立山土木事務所		
県道 高岡市 高岡市 高岡市	高岡市醍醐3	•	変更前		最大最小	9. 4 6. 0	43. 2	高岡土木センター
	高岡市醍醐10高岡市醍醐3	•	変更後		最大最小	10. 0 6. 4	43. 2	
小矢部市平桜6458番 2 元 ら 359号 小矢部市平桜6428番 2 元 で	小矢部市平桜6458番2か ら	変更前		最大最小	26. 3 8. 7	240. 6	高岡土木 センター	
	¥6428番2ま	変更後		最大最小	42. 9 12. 0	240. 6	小矢部土 木事務所	
県道 長楽寺福光 線 南砺市竹林 292番3から 南砺市竹林 203番まで	変更前		最大最小	25. 9 9. 4	47. 0	砺波土木		
		変更後		最大最小	26. 2 9. 6	47. 0	センター	

# 富山県告示第260号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月17日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 弘法称名立山 停車場線	中新川郡立山町芦峅寺字雑穀3番から 中新川郡立山町芦峅寺字雑穀3番まで	令和3年5月17日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道	高岡市醍醐1056番4から	令和3年5月17日	高岡土木
横越大滝線	高岡市醍醐3110番まで		センター
県道	南砺市竹林 292番 3 から	令和3年5月17日	砺波土木
長楽寺福光線	南砺市竹林 203番まで		センター